

東京矯正歯科学会学術委員会規定

- 第1条 この規定は、東京矯正歯科学会会則第21条に基づき、学術委員会（以下「委員会」という）に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 委員会は、本学会会長が委嘱した理事をもって構成する。
- 第3条 委員会は、4名の委員を限度とする。
- 第4条 委員会は委員長を置き、会長が委嘱する。
2. 委員長は、委員会を召集しその議長となる。また、必要あると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 欠員が生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第6条 東京矯正歯科学会会則第8条第5項に基づき委嘱された学術幹事は、委員会に出席し会議の進行を補佐する。
- 第7条 委員会は、次の事項について調査・審議する。
1. 学術に関する事業
2. 学術大会に関する事項
3. その他必要な事項
- 第8条 この規定の改廃は、本学会理事会の承認を経なければならない。
附 則
1. 本規定は、平成2年2月27日から施行する。

東京矯正歯科学会編集委員会規定

- 第1条 この規定は、東京矯正歯科学会会則第22条に基づき、編集委員会（以下「委員会」という）に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 委員会は、本学会会長が委嘱した次の委員をもって構成する。
1. 本学会理事
2. 本学会理事（編集担当）が推薦する会員で理事会の承認を得た者若干名
- 第3条 委員会に委員長を置き、会長が委嘱する。
2. 委員長は、本学会理事（編集担当）がこれに当たる。
3. 委員長は、委員会を召集しその議長となる。また必要あると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 欠員が生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第5条 東京矯正歯科学会会則第8条第5項に基づき委嘱された編集幹事は、委員会に出席し会議の進行を補佐する。
- 第6条 委員会は、次の事項について調査・審議する。
1. 機関誌の編集に関する事業
2. その他必要な事項
- 第7条 この規定の改廃は、本学会理事の承認を経なければならない。
附 則
1. 本規定は、平成元年11月30日から施行する。